# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第20期第1四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】株式会社ビーブレイクシステムズ(英訳名】bBreak Systems Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白岩 次郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田二丁目19番3号 五反田第一生命ビルディング

【電話番号】 03-5487-7855 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 熊田 圭一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田二丁目19番3号 五反田第一生命ビルディング

【電話番号】 03-5487-7855 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 熊田 圭一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第19期 第1四半期累計期間	第20期 第1四半期累計期間	第19期	
会計期間		自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2021年7月1日 至2021年9月30日	自2020年7月1日 至2021年6月30日	
売上高	(千円)	273,026	318,822	1,166,442	
経常利益	(千円)	16,613	44,878	120,561	
四半期(当期)純利益	(千円)	12,369	33,399	91,501	
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	•	-	
資本金	(千円)	232,632	232,632	232,632	
発行済株式総数	(株)	1,536,960	1,536,960	1,536,960	
純資産額	(千円)	1,255,840	1,349,879	1,334,921	
総資産額	(千円)	1,582,995	1,744,734	1,720,689	
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	8.05	21.73	59.54	
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	-	
1株当たり配当額	(円)	-	-	12	
自己資本比率	(%)	79.33	77.37	77.58	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2.持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

# 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### 第2【事業の状況】

#### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が収まらない中、国内でも東京都を中心に緊急事態宣言が発出されるなど、個人・法人とも活動が大きく制限され、経済活動は停滞しました。また、感染終息の明確な見通しが立っていないことから、先行きが極めて不透明な状況で推移しました。

当社が属する市場および顧客においては、企業のシステム投資ニーズは安定しており、エンジニアの需要も高水準を維持しているものの、今後の状況は予断を許さないものと認識しております。

こうした環境の中、当社は、"ITで経営の今を変える、未来を変える"のコンセプトメッセージを掲げ、クラウドERP「MA-EYES」を中心としたパッケージ事業や、システムインテグレーション事業の強化に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高3億19百万円(前年同四半期比16.8%増)、営業利益45百万円(同170.1%増)、経常利益45百万円(同170.1%増)、四半期純利益33百万円(同170.0%増)となりました。 セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### パッケージ事業

主力製品であるクラウドERP「MA-EYES」について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け一時的に新規受注が減少していた前期からの回復分、及び、既存ユーザーからの追加開発に関する受注や、保守料及びSaaS版の利用料が増加したことなどから、売上高は2億4百万円(前年同四半期比32.0%増)、セグメント利益は93百万円(同71.8%増)となりました。なお、開発を進めてきた「次世代MA-EYES」の中核アプリケーションについては2021年10月に完成し、MA-EYESの新バージョンとして2022年1月に販売を開始することになりました。

#### システムインテグレーション事業

パッケージ事業の増収に伴い、本事業から一部エンジニアを同事業にシフトさせたこと、及び、不足したリソースを外部パートナーから調達し原価率が上昇したことから、売上高は1億15百万円(前年同四半期比3.0%減)、セグメント利益は26百万円(同17.8%減)となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

当第1四半期会計期間末の総資産は17億45百万円となり、前事業年度末に比べ24百万円増加いたしました。 これは主に、売上規模の堅調な推移に伴う現金及び預金の増加によるものであります。

当第1四半期会計期間末の負債合計は3億95百万円となり、前事業年度末に比べ9百万円増加いたしました。これは主に、パッケージ事業の新規受注および保守やSaaS版利用料に係る前受金(契約負債)の増加によるものであります。

当第1四半期会計期間末の純資産合計は13億50百万円となり、前事業年度末に比べ15百万円増加いたしました。 これは、四半期純利益計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、23百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)		
普通株式	4,752,000		
計	4,752,000		

### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,536,960	1,536,960	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	1,536,960	1,536,960	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日~ 2021年9月30日	-	1,536,960	-	232,632	-	176,292

## (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### 【発行済株式】

2021年 9 月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	100	•	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	1,535,400	15,354	-
単元未満株式	普通株式	1,460	-	-
発行済株式総数		1,536,960	-	-
総株主の議決権		-	15,354	-

## 【自己株式等】

2021年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ビーブレイクシ ステムズ	東京都品川区西五反 田二丁目19番3号	100	-	100	0.01
計	-	100	-	100	0.01

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

## 1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1【四半期財務諸表】

# (1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	 前事業年度 (2021年 6 月30日)	当第 1 四半期会計期間 (2021年 9 月30日)	
資産の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	
流動資産			
現金及び預金	1,479,840	1,526,711	
売掛金	171,355	-	
売掛金及び契約資産	-	148,254	
前払費用	9,581	8,362	
未収収益	1	· _	
未収入金	-	525	
その他	99	1,571	
流動資産合計	1,660,877	1,685,423	
固定資産	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,000,120	
有形固定資産	177	162	
無形固定資産	1,134	648	
投資その他の資産	,,,,,	0.0	
敷金	24,121	24,121	
繰延税金資産	34,380	34,380	
投資その他の資産合計	58,501	58,501	
固定資産合計	59,812	59,311	
資産合計	1,720,689	1,744,734	
負債の部	1,720,009	1,744,734	
流動負債			
買掛金	17,790	22,911	
前受金	179,309	22,911	
契約負債	173,303	185,152	
未払金	7,165	5,471	
未払費用	17,413	9,084	
未払消費税等	19,925	24,921	
未払法人税等	22,627	13,703	
未払事業所税	1,615	414	
預り金	18,194	5,234	
受注損失引当金	403	-	
アフターコスト引当金	-	438	
賞与引当金	_	17,151	
未払配当金	190	944	
流動負債合計	284,631	285,423	
固定負債	204,001	200,420	
退職給付引当金	101,137	109,432	
固定負債合計	101,137	109,432	
負債合計	385,768	394,855	
無資産の部 ・ 対資産の部	305,700	394,633	
株主資本			
資本金	232,632	232,632	
真 <del>小</del> 立 資本剰余金	286,063	286,063	
利益剰余金	816,668	831,625	
利益剰赤並 自己株式	441	441	
株主資本合計	1,334,921	1,349,879	
純資産合計 毎 <i>集</i> が姿き合計	1,334,921	1,349,879	
負債純資産合計	1,720,689	1,744,734	

# (2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2021年 7 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
	273,026	318,822
売上原価	149,636	168,689
売上総利益	123,390	150,134
販売費及び一般管理費	106,784	105,276
営業利益	16,607	44,857
営業外収益		
受取利息	6	7
維収入		14
営業外収益合計	6	21
経常利益	16,613	44,878
税引前四半期純利益	16,613	44,878
法人税等	4,244	11,479
四半期純利益	12,369	33,399

#### 【注記事項】

#### (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、受注制作のソフトウェアに係る契約に関して、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが出来ない場合は、原価回収基準を適用しております。また、本人・代理人の検討の結果、システムインテグレーション事業に係る取引の一部が代理人に該当したため、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高および売上原価が328千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

#### (税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

#### (追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

減価償却費 505千円 499千円

#### (株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 9 月29日 定時株主総会	普通株式	18,442	12	2020年 6 月30日	2020年 9 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年 9 月29日 定時株主総会	普通株式	18,441	12	2021年 6 月30日	2021年 9 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セグメント		四半期	
	パッケージ事業	システムインテ グレーション事 業	計	調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	154,484	118,542	273,026	-	273,026
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	1	-	-	-
計	154,484	118,542	273,026	-	273,026
セグメント利益	54,165	31,587	85,752	69,145	16,607

- (注) 1. セグメント利益の調整額 69,145千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
  - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セグメント		四半期	
	パッケージ事業	システムインテ グレーション事 業	計	調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	203,882	114,940	318,822	-	318,822
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	1	-
計	203,882	114,940	318,822	-	318,822
セグメント利益	93,051	25,963	119,014	74,157	44,857

- (注) 1. セグメント利益の調整額 74,157千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
  - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## ( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			
	パッケージ事業	システムインテグ レーション事業	計	合計
一時点で移転される財又は サービス	-	1,313	1,313	1,313
一定の期間にわたり移転され る財又はサービス	203,882	113,627	317,509	317,509
顧客との契約から生じる収益	203,882	114,940	318,822	318,822
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	203,882	114,940	318,822	318,822

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2021年 7 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益	8.05円	21.73円
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (千円)	12,369	33,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	12,369	33,399
普通株式の期中平均株式数(株)	1,536,792	1,536,764

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ビーブレイクシステムズ(E33232) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

株式会社ビーブレイクシステムズ 取締役会 御中

> 太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村憲一 印業務 執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中瀬朋子 印業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーブレイクシステムズの2021年7月1日から2022年6月30日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーブレイクシステムズの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第一四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する 事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。